

JAPAN P&I NEWS

組合員各位

日本一主要沿岸水域における漁業操業情報の活用と漁具損傷防止について

昨今、海上交通安全法が適用される主要水域などを航行する船舶に関し、漁具への接触防止や再発防止策について、組合員の皆さまからのお問い合わせが多く寄せられております。

つきましては、安全運航の一助として、[公益社団法人日本海難防止協会](#)が提供している「漁業操業情報図」をご案内いたします。本情報図は、海上交通安全法の適用海域における主要な漁業の種類、操業時期、操業エリア、航行上の注意点が分かりやすくまとめられており、事前の情報収集に大変有用です。

各海域の漁業操業情報図（PDF）は、以下のリンクよりダウンロードいただけます。

- ・東京湾：
<https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/gyogyousougyou.pdf>
- ・伊勢湾：
<https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/gyogyousougyouisewanlj.pdf>
- ・瀬戸内海東方海域（大阪湾以南）：
https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/gyogyousougyouoosaka_jp.pdf
- ・瀬戸内海東方海域（備讃瀬戸～明石海峡）：
<https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/gyogyousougyousetonaikaitouhouj.pdf>
- ・瀬戸内海西方海域：
<https://www.nikkaibo.or.jp/pdf/gyogyousougyousetonaikaiseihoujs.pdf>



出典：公益社団法人日本海難防止協会「漁業操業情報図」

（※上図は、[同協会の図](#)を基に当組合にて作成したイメージ図です）

なお、本情報図は主な漁業の特徴をまとめたものであり、全ての漁業活動が記載されているわけではありません。

対象海域を航行される際は、本資料を活用した事前の情報収集（Passage Planning）や、BRMの一環としての入港前ブリーフィングなどを実施し、注意点をブリッジチームで共有していただくことをお勧めいたします。適切な見張りの徹底を含め、本情報が組合員の皆さまの安全運航の一助となれば幸いです。

以上